

トルエンジンシアンートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>トルエンジンシアンートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十六年政令第四百十五号）</p> <p>トルエンジンシアンートに対して課する不当廉売関税に関する政令</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）<u>第八條第一項の規定により、不当廉売関税を課する。</u></p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 （省 略）</p> <p>三 平成二十七年四月二十五日から平成三十二年四月二十四日までの期間</p> <p>2 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするものうち、平成二十六年十二月二十五日から平成二十七年四月二十四日までの期間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、<u>法第八條第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。</u></p> <p>3 （省 略）</p>	<p>トルエンジンシアンートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十六年政令第四百十五号）</p> <p>トルエンジンシアンートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）<u>第八條第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。</u></p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 この政令の施行の日から平成二十七年四月二十四日までの期間</p> <p>2 同上</p>

(税率)

第二条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税の税率は、六十九・四パーセントとする。

(提出書類)

第三条 (省 略)

(関税法の適用)

第四条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率(条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合)は当該特別の規定による税率、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合(同号の税率とする。)による関税については、それぞれ別個の関税として関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二章の規定を適用する。

(還付の計算期間等)

第五条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間(以下この条において「計算期間」という。)ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

(税率)

第二条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、六十九・四パーセントとする。

(提出書類)

第三条 同 上

(関税法の適用)

第四条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率(条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合)は当該特別の規定による税率、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合(同号の税率とする。)による関税については、それぞれ別個の関税として関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二章の規定を適用する。